



東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域内家屋の代替住宅用地特例に係る固定資産税又は都市計画税の特例適用申告書

年 月 日

柏崎市長 様 丁

申告者の住所 _____

申告者の氏名（名称） _____ 印

電 話 _____

東日本大震災における原子力発電所の事故により警戒区域と指定された区域内の家屋の敷地の用に供されていた土地に代わる土地を取得したため、地方税法附則第56条第13項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

なお、添付書類（戸籍謄本等）については、担当課に交付請求されることに同意します。

納税義務者	住 所				
	氏名又は名称	被災住宅用地の所有者との関係（ _____ ）			
	個人番号又は法人番号				
代替住宅用地	所 在 地	柏崎市			
	地 番		地 目		
	地 積		m ²	取得年月日	
他市町村への申告の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ _____ 年 月 日申告 _____ 市町村）			

警戒区域内住宅用地	所有者の住所				
	所有者の氏名又は名称				
	所 在 地				
	地 番		地 目		
	地 積		m ²	取得年月日	
警戒区域内家屋	所有者の住所				
	所有者の氏名又は名称				
	所 在 地	(家屋番号： _____)			
	種 類		床面積	m ²	共有持分

- 「代替住宅用地」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故により警戒区域と指定された区域内の家屋の敷地の用に供されていた土地に代わる土地をいう。
- 「警戒区域内家屋」とは、東日本震災における原子力発電所の事故により警戒区域と指定された区域内の家屋をいう。
- 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災における原子力発電所の事故により警戒区域と指定された区域内の代替住宅用地に係る固定資産税（都市計画税）の特例の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 対象区域内住宅用地の警戒区域設定指示が行なわれた日における所有者（以下「従前土地所有者」という。）
対象区域内住宅用地が共有物の場合は、その持分を有する者も含む
- (2) 対象区域内住宅用地の所有者に相続があったときにおけるその相続人等
- (3) 従前土地所有者の3親等内の親族で対象区域内土地の代わりに取得された土地（以下「代替土地」という。）
の上に新築される家屋に従前土地所有者と同居する予定であると市長が認める者
- (4) 対象区域内住宅用地の所有者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内住宅用地に係る事業を継承させたときにおけるその分割に係る法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人。

2 対象区域内住宅用地要件

警戒区域設定指示が行なわれた日において当該警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地として使用していた土地。

3 特例対象土地要件

対象区域内住宅用地の代わりとして取得した土地（当該住宅用地に代わるものであると市長が認めるものに限ります。以下「代替住宅用地」という。）

4 取得期間

警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得された土地。

5 特例の内容

代替住宅用地のうち、固定資産税及び都市計画税の被災住宅用地相当分の面積に係る税額について、取得の翌年から3年間、1戸当たり200㎡までの部分は6分の1（都市計画税は3分の1）に、それ以外（家屋の床面積の10倍まで）は3分の1（都市計画税は3分の2）に相当する額を減額します。（家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地は除きます。）

◎ 添付書類

- 1 対象区域内住宅用地及び代替土地の所有者の氏名及び住所、当該対象区域内住宅用地及び代替土地の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内住宅用地を警戒区域指示が行なわれた日において警戒区域設定指示区域内に所有していた旨を証する書類
- 2 対象区域内住宅用地を確認できる書類及び代替土地を代替住宅用地として使用する予定であることを約する書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」等
- 3 対象区域内住宅用地の面積及び代替土地の面積を証する書類 ⇒ 「登記済通知書」等
- 4 代替住宅用地の所有者が、対象区域内住宅用地の所有者の相続人 ⇒ 「戸籍謄本」（写）
- 5 従前土地所有者の3等親内の親族で代替土地の上に新築される家屋に従前土地所有者と同居する予定である者 ⇒ 「戸籍謄本」（写）「住民票」（写）「従前土地所有者と同居する予定であることを約する書類」
- 6 合併後存続する法人、合併により設立された法人であることを証する書類 ⇒ 「法人の登記簿謄本」（写）

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災住宅用地の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。